

はじめに

近畿厚生局は、近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、平成13年1月に設置されて以来、国民の皆様に最も身近な医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚醒剤等取締などに関する業務を行っております。

さて、日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このような状況の中、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるしくみ（地域包括ケアシステム）の構築を目指して、平成28年4月に地域包括ケア推進課が新設されました。

近畿厚生局は、今後とも近畿地域における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指してまいります。

本書は、平成28年度に当厚生局が実施した業務の概要や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様をはじめ、地方自治体や関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

引き続き、皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年7月

厚生労働省近畿厚生局長

丸 山 浩